03-02:所有権移転(包括承継)

→遺産分割協議により、直接所有権を取得する場合[58書式][H12書式][H18書式]

登 記 の 目 的 所有権移転

原 因 令和〇〇年 1 月13日 相 続

相 続 人 (被相続人 春木一郎)

大阪市北区老松町一丁目2番3号

春木つかさ

添付書類

登記原因証明情報 (相続証明書) 住所証明書 代理権限証書

課 税 価 格 金12,345,000円

登 録 免 許 税 金49,300円

注意事項

①原因

- ・遺産分割協議により、直接、取得者名義に「<u>相続</u>」を原因とした相続登記を認める (昭19.10.19民甲692号)
- →尚、遺産分割の効果は相続時に遡及する(民909)[58-17(4)][H9-22(I)]



②添付書類

- 口住所証明書(令別表30口)
 - →春木つかさの住民票等を添付する
- □登記原因証明情報(相続証明書)(61.63Ⅱ)
 - ・被相続人の除籍謄本+相続人の戸籍謄本+遺産分割協議書(印鑑証明書:有効期限なし) →印鑑証明書は、申請人を除く<u>他の相続人のもの</u>を添付すれば足りる(昭30.4.23民甲742号) [59-15(2)]

遺産分割協議証書

令和〇〇年1月13日、大阪市北区老松町一丁目2番3号、 春木一郎の死亡によって開始した相続につき、相続人全員は、 下記の相続財産につき、次のとおり遺産分割の協議をし決定した

不動産の表示(略)

上記不動産を 春木つかさ が単独相続するものとする

上記のとおり、相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、 これを証するため本書を作成し、各自記名押印する。

令和〇〇年 1月 30日

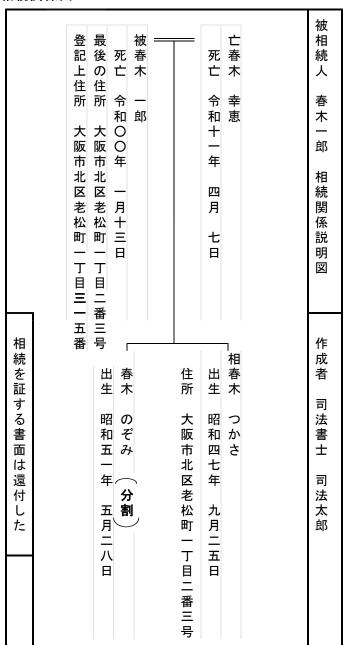
大阪市北区老松町一丁目2番3号 相続人 春木 つかさ(認印)

同所 同番 同号

相続人 春木 のぞみ(実印)

+ |春木のぞみの印証

③相続関係図



④遺産分割協議の当事者

協議に参加できる	参加できない
 ○数次相続が発生した場合の相続人 ○包括受遺者 ○相続分の譲受人 ○委任による代理人、法定代理人 ○不在者財産管理人(但し、家裁の許可要す) ○相続人の破産管財人(但し、家裁の許可要す) [H25-17(3)] ○遺言執行者(遺言執行に必要な場合のみ) 	×相続分の譲渡人 ×遺留分を放棄した者(登研622)

- ※1)共同相続人ABCD間の遺産分割協議により、甲物件をA持分3分の1、<u>B持分3分の2</u>の 共有とし、Aが単独で相続登記を申請(保存行為)をする場合、C・Dの他、<u>Bの印鑑証明</u> 書の添付も必要である(登研553)
 - →Bにはメリットとなるが、申請人ではないから(先例の文理解釈と解する)